



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月5日金曜日 第1345号

## ◇ 目 次 ◇

字の新設及び字の区域の変更（北条市）.....	439
一部事務組合の規約の変更許可（2件）.....	440
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	440
救急病院の協力申出.....	441
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	441
土地改良事業の計画の変更の認可.....	441
新たな土地改良事業の施行の認可（3件）.....	441
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	442
町営土地改良事業の施行の同意（8件）.....	442
市営土地改良事業の施行の同意.....	442
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	443
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	443
市営土地改良事業の換地処分.....	443
町営土地改良事業の換地処分.....	443
肥料登録有効期間の更新.....	444
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	444
海岸保全区域の指定の一部改正.....	444
海岸保全区域の指定.....	444
基本測量の終了の通知（3件）.....	444
道路の区域変更（県道朝倉伊予桜井停車場線）.....	445
道路の供用開始（ " " ）.....	445
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	445
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....	445
開発行為に関する工事の完了.....	446
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	446

### 人事委員会公告

平成14年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募 集）採用候補者試験公告.....	446
平成14年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募 集）採用候補者試験公告.....	449

### 公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示.....	451
---------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第758号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北条市長から1のとおり字の区域を新たに画し、及び2のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 新たに画する字

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要	
	字名	地	番		
善応寺	字新田	善応寺	字蔵谷	甲909の1、甲910の1から甲910の3まで及び甲911の2	これに伴う道路、水路等を含む。
			字土居越	甲943の1から甲943の6まで及び甲944の1	
			字平原	甲891の2、甲892の1から甲892の3まで、甲893、甲901の1、甲901の2、甲902の1、甲902の2、甲903、甲905、甲907の5、甲907の6、甲907の11から甲907の17まで、甲907の18の一部、甲907の19、甲907の20の一部、甲907の23から甲907の25までの一部、甲907の26、甲907の28の一部、甲907の29から甲907の34まで、甲908の1から甲908の3まで、甲908の9から甲908の11まで、乙89の3及び乙90の1から乙90の8まで	
		字西佐古	甲1288の2及び甲1290の2		
		字後堂	甲876の2、甲878、甲879、甲885、甲888、甲889、甲890の1、甲890の4、甲890の5、甲891の1、甲894の2、甲894の4、甲894の5、甲900の1及び甲900の2		
		字宮ノ鼻	甲877、甲880の2、甲881の4、甲882の一部、甲883の1、甲883の2及び甲884		
		字馬田	甲972の一部		

### 2 字の区域の変更

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要	
	字名	地	番		
善応寺	字能楽	善応寺	字平原	甲907の18の一部、甲907の20の一部、甲907の21、甲907の22、甲907の23から甲907の25までの一部、甲907の27及び甲907の28の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
			字宮ノ鼻	甲881の1、甲881の2の一部及び甲882の一部	
			字馬田	甲969、甲970、甲971の1、甲971の2、甲972の一部及び甲980	
		字後堂	甲861の1、甲861の2、甲862の一部及び甲863の一部		
		字西佐古	甲999		
		字瓜窪	甲973、甲974、甲976、甲978及び甲979		
		字東角	甲856の1の一部、甲857の1の一部、甲858の4、甲859、甲860の1及び甲860の2		
		字明神	甲1038及び甲1039の1		

			字昆輪首	甲977、甲1037、甲1040の1及び甲1041の1
			字池田	甲1000、甲1002、甲1004、甲1007の1及び甲1008
			字国峯	甲1054の1、甲1055から甲1057まで及び甲1058の1
			字日浦	字1060の2
			字森木	甲1090、甲1091の1、甲1091の2、甲1092、甲1093、甲1108及び甲1110から甲1115まで
善心寺	字長正寺	善心寺	字後堂	甲862の一部、甲863の一部及び甲864
			字東角	甲853の1、甲854の1、甲855の1、甲856の1の一部及び甲857の1の一部
			字宮ノ鼻	甲865
			字宮ノ下	甲849、甲850及び甲851の1
			字松日浦	乙78の3
			字城ノ窪	甲817、甲818の1及び甲819
			字高市	甲816の1、甲816の3及び甲816の4
善心寺	字観音堂	善心寺	字畦地	甲727、甲729、甲730、甲731の1、甲732の1、甲761の2、甲762、甲764、甲765の2、甲766、甲767の1、甲767の3、甲768の1、甲769の1、甲770の1、甲771の1、甲772の1、甲786の1、甲786の4、甲787、甲789の1、甲791の2、甲793及び甲794

○愛媛県告示第759号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり大三島地区衛生事務組合の規約変更を許可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合の共同処理する事務に学校給食センターの設置及び運営に関する事務を加える。

2 規約変更年月日

平成14年3月13日

3 規約変更許可年月日

平成14年3月13日

○愛媛県告示第760号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約変更を許可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

一般廃棄物最終処理場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する市町村に新たに宇和島市、吉田町、日吉村

及び津島町を加える。

2 規約変更年月日

平成14年3月13日

3 規約変更許可年月日

平成14年3月13日

○愛媛県告示第761号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤマキ株式会社  
伊予市米湊1698番地の6  
取締役社長 城戸 恒

2 工場・事業場の名称及び所在地

ヤマキ株式会社第2工場  
伊予市下三谷明星田262-1

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第3号口洗浄施設、ホ湯煮施設、二ろ過施設

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法及び排水水の汚染状態及び量

5 汚水等の処理施設に関する事項

		変更前		変更後	
処理施設の主要寸法（単位メートル）		① 縦 17.77 横 15.15 高さ 5.8 ② 縦 13.85 横 14.0 高さ 5.75	① 縦 17.77 横 15.15 高さ 5.8 ② 縦 13.85 横 14.0 高さ 5.75 ③ 縦 21.95 横 15.0 高さ 5.7		
汚水等の処理の方式		①脱室+中空糸膜処理+凝集沈殿+砂ろ過 ②脱室+中空糸膜処理+活性炭吸着		①脱室+中空糸膜処理+凝集沈殿+砂ろ過 ②脱室+中空糸膜処理+活性炭吸着 ③脱室+間欠ばつ気処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,400	通常 15 最大 25	通常 680 最大 800	通常 15 最大 25
	全窒素（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 70	通常 10 最大 15	通常 80 最大 100	通常 10 最大 15
	全燐（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 9.5	通常 1 最大 1	通常 30 最大 40	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 300 最大 300	通常 300 最大 300	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.5排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.6 最大 25	通常 13.9 最大 25
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.9 最大 15	通常 9.1 最大 15
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 1	通常 0.9 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 349 最大 349	通常 676 最大 676

(3) No.7排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 6.5~8.5	通常 7~8 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2
	全燐(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 124 最大 124	通常 154 最大 154

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第762号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4-9	医療法人 生きる会	平成17年3月25日まで
藤石病院	温泉郡重信町志津川18-43-1	医療法人 こまくさ会	平成17年3月28日まで

○愛媛県告示第763号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成14年4月1日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「(同和地区の青年農業者に貸し付ける場合及び同和地区農業者(個人に限る。以下同じ。)に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあつては、年3厘を加算する。)」を削り、同表第2号の項同欄中「年1分2厘5毛(同和地区の青年農業者に貸し付ける場合及び同和地区農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために要する機具の取得に必要な資金を貸し付ける場合にあつては、年3厘を加算する。)」を「同上」に改め、同表第3号の項同欄中「年1分2厘5毛(同和地区の青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年3厘を加算する。)」を「同上」に改め、同表第5号の項同欄中「年1分2厘5毛(同和地区の青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年8厘を加算する。)」を「同上」に改め、同表第7号の項同欄中「(同和地区の青年農業者に貸し付ける場合にあつては、年3厘を加算する。)」を削る。

○愛媛県告示第764号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成14年3月27日認可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第765号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大倉地区)の施行を平成14年3月25日認可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第766号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・学蓮寺地区）の施行を平成14年3月28日認可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第767号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西寒川地区）の施行を平成14年3月28日認可した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第768号**

宇和土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西山田地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西山田地区）変更計画書の写し
- (2) 宇和町土地改良区定款の写し

## 2 縦覧期間

平成14年4月8日から5月8日まで

## 3 縦覧場所

宇和町役場

**○愛媛県告示第769号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・妙口原地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第770号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・妙口原地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第771号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の

規定により、大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・新花地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第772号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・喜三兵衛新田地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第773号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宮窪町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・数原地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第774号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・佐島地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第775号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・鍋地与和木鳥越地区）の施行に平成14年3月28日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第776号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・表前地区）の施行に平成14年3月27日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第777号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮下間池地区）の施行に平成14年3月25日同意した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第778号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・北谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 伊予市営土地改良事業（ため池等整備事業・北谷地区）計画書の写し
  - 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成14年4月8日から5月8日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所

## ○愛媛県告示第779号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 波方町営土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）計画書の写し
  - 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成14年4月8日から5月8日まで
- 縦覧場所  
波方町役場

## ○愛媛県告示第780号

松野町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・奥内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 松野町営土地改良事業（農業用道路整備事業・奥内地区）計画書の写し
  - 松野町土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間

平成14年4月8日から5月8日まで

3 縦覧場所

松野町役場

## ○愛媛県告示第781号

松野町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・奥内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 松野町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・奥内地区）計画書の写し
  - 松野町土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成14年4月8日から5月8日まで
- 縦覧場所  
松野町役場

## ○愛媛県告示第782号

松野町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・奥内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 松野町営土地改良事業（農地保全事業・奥内地区）計画書の写し
  - 松野町土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間  
平成14年4月8日から5月8日まで
- 縦覧場所  
松野町役場

## ○愛媛県告示第783号

平成14年3月25日北条市営基盤整備促進事業横谷地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第784号

平成14年3月26日松野町営基盤整備促進事業西の川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第785号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成17年4月19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分50.0 く溶性苦土9.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2
平成17年4月19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡城川町大字田穂1456番地2

○愛媛県告示第786号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県

告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成14年4月1日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表1の項利子補給率の欄、同表3の項同欄及び同表8の項同欄中「（同和地区の青年漁業者に貸し付ける場合にあつては、年3厘を加算する。）」を削る。

○愛媛県告示第787号

海岸保全区域の指定（昭和32年9月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

別表浜都の項を削る。

○愛媛県告示第788号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

海岸名	市町村	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸 浜都海岸	弓削町	国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点20までを順次結んだ線並びに基点20、補助点14、補助点4、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、越智郡弓削町下弓削1003番の標柱 基点2は、基点1から238度00分39.0メートルの地点 基点3は、基点2から346度00分308.0メートルの地点 基点4は、基点3から90度00分9.0メートルの地点 基点5は、基点4から351度00分89.0メートルの地点 基点6は、基点5から348度00分32.0メートルの地点 基点7は、基点6から356度00分59.0メートルの地点 基点8は、基点7から271度00分8.0メートルの地点 基点9は、基点8から3度00分20.0メートルの地点 基点10は、基点9から275度00分8.0メートルの地点 基点11は、基点10から4度00分31.0メートルの地点 基点12は、基点11から8度00分77.0メートルの地点 基点13は、基点12から0度00分4.0メートルの地点 基点14は、基点13から33度00分58.0メートルの地点 基点15は、基点14から304度00分33.0メートルの地点 基点16は、基点15から39度00分22.0メートルの地点 基点17は、基点16から79度00分11.0メートルの地点 基点18は、基点17から15度00分24.0メートルの地点 基点19は、基点18から61度00分72.0メートルの地点 基点20は、基点19から90度00分41.0メートルの地点 補助点14は、基点14から101度00分193.0メートルの地点 補助点4は、基点4から85度00分221.0メートルの地点 補助点1は、基点1から70度00分182.0メートルの地点

○愛媛県告示第789号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量（基準点改測）

- 2 作業期間 平成13年8月21日から  
平成14年3月22日まで
- 3 作業地域 今治市  
越智郡波方町、大西町、菊間町

○愛媛県告示第790号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終

了した旨の通知があった。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成13年5月8日から  
平成14年3月22日まで
- 3 作業地域 大洲市  
宇摩郡新宮村  
伊予郡松前町  
喜多郡長浜町  
北宇和郡津島町

○愛媛県告示第791号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成13年7月9日から  
平成14年3月22日まで
- 3 作業地域 八幡浜市  
喜多郡長浜町  
西宇和郡伊方町、瀬戸町、三崎町、保内町、三瓶町

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市長沢甲1195番4から 同市長沢甲1194番4まで	旧	メートル 12.0~20.6	キロメートル 0.052	
			新	12.5~25.0	0.052	

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市長沢甲1195番4から 同市長沢甲1194番4まで	平成14年4月5日

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	越智郡朝倉村大字古谷甲1220番地先から 同大字乙187番3地先まで	旧	メートル 8.6~13.0 14.5~54.9	キロメートル 0.133 0.103	
			新	14.5~54.9	0.103	

○愛媛県告示第795号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2

項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成14年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
今治広域都市計画道路 3・5・35丸田辻堂線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 今治市常盤町八丁目、鯉池町三丁目、片山三丁目、片山四丁目
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第 796 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 4 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
今局建（開）第5号 平成14年3月20日	越智郡大西町大字九王甲2599番10、甲2605番3、甲2606番3及び甲2607番3	越智郡大西町大字脇甲882番地 株式会社四国メッキ 代表取締役 野 間 道 隆
松局伊土検（開）第40号 平成14年3月22日	伊予郡松前町大字筒井字吉藤449番1及び450番1並びに450番1地先町有地及び450番1地先水路	松山市桑原三丁目1番7号 株式会社コーシンコンストラクション 代表取締役 福 柁 登志雄
13八局宇土第1372号 平成14年3月26日	東宇和郡宇和町大字岩木621番1、622番1、623番1、625番1、626番1、627番、628番1、629番1、630番及び631番1	八幡浜市大字郷1番耕地12番地1 堀田建設株式会社 代表取締役 堀 田 隆
八局大土（開）第681号 平成14年3月28日	長浜町大字晴海3番43、3番45及び3番47	喜多郡長浜町大字長浜甲480番地3 長浜町長 西 田 洋 一

○愛媛県告示第 797 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業重信公共下水道（重信町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年 4 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間

平成11年12月14日から  
平成21年3月31日まで

- 2 事業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県温泉郡重信町大字南野田地内
- (2) 使用の部分  
愛媛県温泉郡重信町大字南野田地内

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第 1 号

平成14年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成14年 4 月 5 日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570  
電話（089）941 - 2111 内線3576・3577

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒 790 - 8573  
電話（089）934 - 0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、千葉県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

- 1 受付期間

平成14年4月8日（月）から5月2日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

- 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込みできる試験区分は一つに限ります。



試験区分	採用予定人員					採用予定時期
	愛媛県	警視庁	千葉県	大阪府	兵庫県	
大学卒	32人程度	3人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成15年4月1日
大学卒 特別募集	46人程度					平成14年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成15年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒 特別募集	ア 昭和47年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成14年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成14年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般の知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	大学卒	平成14年5月19日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成14年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒 特別募集			
第2次試験	大学卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成14年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合

	大 学 卒 特 別 募 集	格した者に通知します。
--	------------------	-------------

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、大学卒は平成15年4月以降の、大学卒特別募集は平成14年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成15年3月末日までに、大学卒特別募集は平成14年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。  
\* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給（現行給料月額 190,000円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。  
\* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官（男性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）申込み」又は「警察官（男性）（大卒特別募集）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月13日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限りです。  
開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。  
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	総合得点 及び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	総合順位	合格発表の日から1週間	

（注）開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第1志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

## ○愛媛県人事委員会公告第2号

## 平成14年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成14年4月5日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話(089)941-2111 内線3576・3577

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
 電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

平成14年4月8日（月）から5月2日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込みできる試験区分は一つに限ります。

試験区分	採用予定人員	採用予定時期
大学卒	2人程度	平成15年4月1日
大学卒特別募集	4人程度	平成14年10月1日

## 3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

## 4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成15年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒特別募集	ア 昭和47年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成14年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成14年10月1日の採用に応じられる者

## 5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

## (1) 第1次試験

## ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

## イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 155センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 45キログラム以上であること。
- (ウ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (エ) 弁色力 完全であること。
- (オ) 聴力 完全であること。
- (カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

## (2) 第2次試験

## ア 口述試験

## イ 作文試験

## ウ 身体精密検査

工 体力検査  
才 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	大 学 卒	平成14年5月19日 (日曜日) (午前 学科試験) (午後 身体検査)	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番)	平成14年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			
第 2 次 試 験	大 学 卒	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ま す 。		平成14年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 大 特 別 募 集			

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、大学卒は平成15年4月以降の、大学卒特別募集は平成14年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成15年3月末日までに、大学卒特別募集は平成14年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級6号給（現行給料月額 190,000円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、試験区分にかかわらず封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」又は「警察官（女性）（大卒特別募集）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が5月13日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。  
開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。  
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	総合得点 及び 総合順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者		合格発表の日から1月間	

**公安委員会告示**

**○愛媛県公安委員会告示第8号**

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年  
国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年4月5日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）		
ぱちんこ 遊技機	第1種	ミラクルマウスSV	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア (井置 定男)	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	6018	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	第3種	CRダイナマイトキュー ティーJ	株式会社ニューギン	株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン (新井 悠司)	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	6019	
	第2種	ワニごんす	"	"	"	6020	
	第1種	CRドラゴンチャンス Z	株式会社ミズホ	株 式 会 社 ミ ズ ホ (安藤 壽雄)	東京都江東区有明三丁目1番 地25	6022	
	"	CRもののけやしき	"	"	"	6023	
	"	CRフィーバーバイキ ングSP	株式会社三共	株 式 会 社 三 共 (壽島 秀行)	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	6029	
	"	CRフィーバーダチョ ウ倶楽部GP	株式会社ダイドー	株 式 会 社 ダ イ ド ー (竇田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	6030	
	"	フィーバーダチョウ倶 楽部DX	"	"	"	6031	
回胴式遊 技機	回胴式	ゼット-30	株式会社ネット	株 式 会 社 ネ ッ ト (国本 幸司)	大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目4 番5号	6016	
	"	ブラックエンジェルズ 2	株式会社バルテック	株 式 会 社 バ ル テ ッ ク (中野 純弘)	大阪府大阪市北区本庄東一丁 目1番10号	6017	
	"	バベル	株式会社エレコ	株 式 会 社 エ レ コ (小森富美雄)	東京都江東区有明三丁目1番 地25	6021	
	"	ヒマツリ	太陽電子株式会社	太 陽 電 子 株 式 会 社 (安井 一俊)	愛知県名古屋市中区長先町92 番地	6024	
	"	ダイフンカ-30	"	"	"	6025	
	"	チェリートラベル-3 0	株式会社エマ	株 式 会 社 エ マ (赤松 泰治)	兵庫県伊丹市北伊丹九丁目80 番地の4	6026	
	"	チョウジュウオウス	サミー株式会社	サ ミ ー 株 式 会 社 (里見 治)	東京都豊島区東池袋二丁目23 番2号	6027	
	"	ゴーストショック2	"	"	"	6028	
	"	フィーバーフランケン S	株式会社ダイドー	株 式 会 社 ダ イ ド ー (竇田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	6032	

